

「外国人県民に関する動向と課題」 整理(案)

プラン策定の背景

(1) 多文化共生を取り巻く社会情勢

①在留外国人数の現況

日本に在留する外国人は平成 30（2018）年末時点で 273 万人¹、日本で就労する外国人は平成 30（2018）年 10 月末時点で 146 万人²と、それぞれ過去最多を記録しています。

在留外国人数は、近年においてはリーマンショックや東日本大震災後の平成 21（2009）年から平成 24（2012）年にかけては減少傾向にありましたが、平成 25（2013）年から増加に転じ、平成元（1989）年からの比較では 2.7 倍以上の数に増加しています。

国籍別にみると、中国（76.4 万人）、韓国（44.9 万人）、ベトナム（33.0 万人）、フィリピン（27.1 万人）、ブラジル（20.1 万人）が上位 5 か国となっています。

都道府県別では、在留外国人数が最も多いのは東京都の 56.7 万人で全国の 20.8%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県、千葉県と続いています。

都道府県		在留外国人数	構成比
1	東京都	567,789	20.8%
2	愛知県	260,952	9.6%
3	大阪府	239,113	8.8%
4	神奈川県	218,946	8.0%
5	埼玉県	180,762	6.6%
6	千葉県	156,058	5.7%

（出典：法務省「在留外国人統計」（平成 30 年 12 月末現在））

②国における多文化共生推進の取組

総務省は、平成 17（2005）年に「多文化共生³の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体が多文化共生を推進する上での課題と必要な取組、推進体制の整備について初めて総合的・体系的に検討した報告書を取りまとめました。この報告書を受けて、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」（平成 18（2006）年 3 月）を策

¹ http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html 「平成 30 年末現在における在留外国人数について」

² https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03337.html 『外国人雇用状況』の届出状況まとめ（平成 30 年 10 月末現在）」

³ 地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義

定し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び計画的かつ総合的な推進について地方公共団体に通知しました⁴。

③「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について

国は、中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、平成 31（2019）年 4 月から、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れを開始しました。平成 31 年からの 5 年間で最大 34 万 5000 人の受入れが見込まれています。

この影響により、今後、在留外国人が増加していくと考えられる中で、国は、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力的に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30（2018）年 12 月 25 日）を取りまとめました。この総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、多文化共生を含めて目指すべき方向性を示したものです。

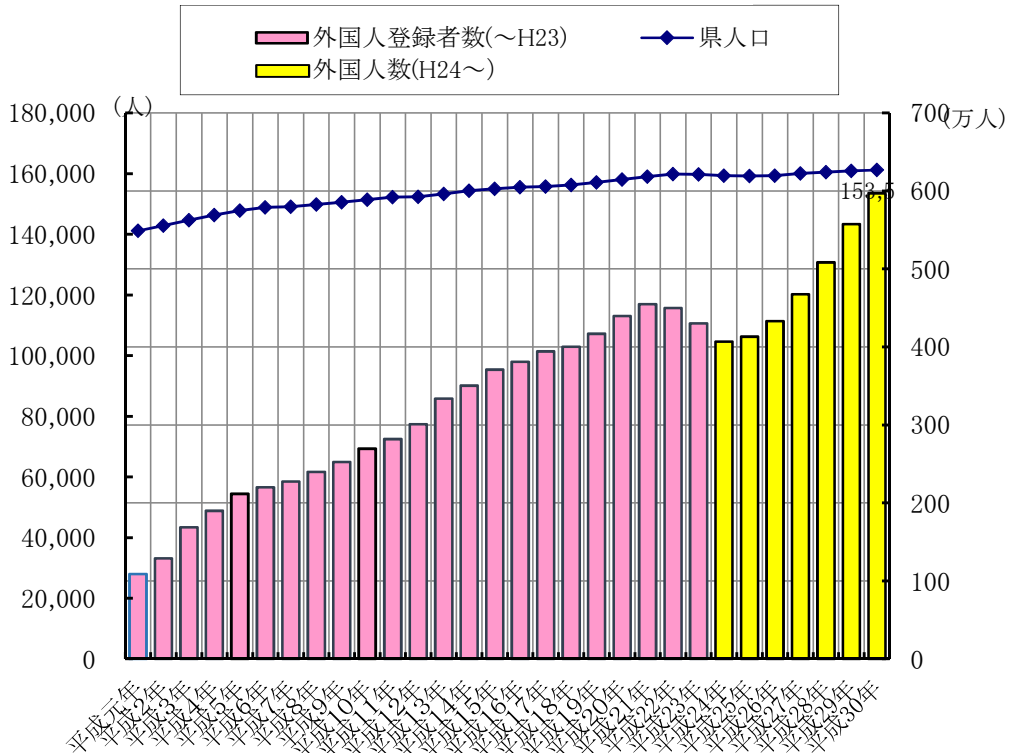
（2）本県の外国人県民に関する動向

ア 外国人県民数の推移

本県の外国人数は平成 30（2018）年末現在、153,500 人となり過去最高となりました（千葉県国際課調査「平成 30 年 12 月末住民基本台帳による外国人数」）。千葉県総人口に占める割合は 2.45%で、計算上は県民の 41 人に 1 人が外国人です。全国的に見ると、都道府県別外国人数では第 6 位となっています。推移を見ると、全国レベルの動向とほぼ同様に一時的に減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。県人口と外国人数の伸び率を 10 年前（平成 20（2008）年）と比較すると、県人口の増加率が 1.97%であるのに対し、外国人数は 35.81%と大幅に増加しています。

⁴ http://www.soumu.go.jp/main_content/000401039.pdf 「多文化共生推進プランから 10 年の状況（PDF ファイル）」

○県内外国人登録者数・外国人数の推移



イ 市町村別外国人数

市町村別では、千葉市が2万6,266人で、外国人全体の17.1%を占め、以下、船橋市1万7,959人(11.7%)、市川市1万7,004人(11.1%)、松戸市1万6,303人(10.6%)、柏市8,937人(5.8%)の順となっています。

これら上位5市を合計した外国人数は8万6,469人で、外国人県民全体の56.3%を占めています。

○上位10市町村の外国人数、構成

順位	市町村名	人数	県内外国人数に占める構成比
1	千葉市	26,266	17.1%
2	船橋市	17,959	11.7%
3	市川市	17,004	11.1%
4	松戸市	16,303	10.6%
5	柏市	8,937	5.8%
6	成田市	5,723	3.7%
7	市原市	5,644	3.7%
8	八千代市	5,376	3.5%
9	習志野市	4,052	2.6%
10	浦安市	3,953	2.6%

ウ 国・地域別外国人数

国・地域別に見ると、平成 30（2018）年末現在では、中国が全体の 33.6%を占めており、他の国・地域から抜きんでて多くなっています。その後に、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールと続いています。特にベトナムは近年、人数の増加が著しく、外国人全体に対する構成比も年々上昇しています。平成 30 年末には、韓国・朝鮮を上回り、全体の 12.0%を占めています。

○上位 10 か国・地域の外国人数の推移

年 国・地域	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	構成比	H26～30 増減率
中国	40,932	42,684	45,387	48,599	51,516	33.6%	25.9%
フィリピン	16,159	16,782	17,486	18,580	19,006	12.4%	17.6%
ベトナム	5,497	8,982	12,174	15,346	18,351	12.0%	233.8%
韓国・朝鮮	15,996	15,901	16,039	16,240	16,446	10.7%	2.8%
ネパール	2,791	3,470	4,519	5,847	6,754	4.4%	142.0%
タイ	5,031	5,193	5,409	5,605	5,697	3.7%	13.2%
スリランカ	1,693	2,143	2,964	4,261	4,481	2.9%	164.7%
台湾	2,505	3,084	3,154	3,299	3,535	2.3%	41.1%
ブラジル	3,168	3,122	3,292	3,316	3,359	2.2%	6.0%
ペルー	2,643	2,598	2,588	2,588	2,639	1.7%	-0.2%

(各年 12 月末日現在。千葉県国際課調査)

エ 在留資格別外国人数

在留資格別では、人数の多い順に「永住者」、「留学」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能実習」、「家族滞在」となっています。

○在留資格別在留外国人数（上位 10 区分）

在留資格	人数	構成比
永住者	48,432	31.8%
留学	19,701	12.9%
技術・人文知識・国際業務	14,862	9.8%
技能実習	13,837	9.1%
家族滞在	13,163	8.6%
日本人の配偶者等	10,114	6.6%
定住者	10,003	6.6%
特別永住者	7,609	5.0%
特定活動	4,167	2.7%
永住者の配偶者等	2,829	1.9%

（法務省「在留外国人統計（2018年6月末）」より作成）

オ 年齢別外国人数

年齢別に見ると、20代が45,468人と最も多く、その後に30代、40代、50代と続きます。千葉県人口の構成比と比較すると、外国人の方が20代、30代の構成比が特に高くなっている一方、60代以上が非常に低くなっています。

○年代別在留外国人数

年代	在留外国人数	構成比	千葉県人口	構成比
10歳未満	10,465	6.9%	501,939	8.0%
10代	9,616	6.3%	563,341	8.9%
20代	45,468	29.9%	656,129	10.4%
30代	34,296	22.5%	770,261	12.2%
40代	24,314	16.0%	998,027	15.8%
50代	17,930	11.8%	782,602	12.4%
60代	6,988	4.6%	824,431	13.1%
70代	2,302	1.5%	750,694	11.9%
80代以上	807	0.5%	449,847	7.1%

（法務省「在留外国人統計（2018年6月末）」より作成）

(2) 外国人県民を取り巻く課題

外国人県民が生活する上で直面する主な課題の分野を以下に整理します。

① 地域社会内での孤立

言葉や文化・習慣の違いが原因となり、日本人コミュニティと外国人コミュニティの間に溝が生じたり、地域社会の中で外国人県民が孤立してしまうことがあります。地域社会における多文化共生の推進のためには、外国人県民だけが地域社会を理解するのみならず、地域住民もまた外国人県民の持つ異文化を理解し、お互いに文化や習慣の違いを認め合いながら交流を深めていくことが重要となります。また、これから県下全域で外国人県民の割合がますます増えていく中、外国人県民がもつ文化的多様性を地域社会の活力として取り込み、外国人県民が地域社会の担い手として活躍していくための環境づくりも必要です。

② 生活者としての日本語能力の不足

外国人県民の中には、日本語能力の面から、情報が十分に伝わらない人も多くいるため、外国語による情報発信や相談窓口の整備など、コミュニケーション支援が必要です。一方で、国籍の多様化が進んでいることから、全ての外国人の使用言語での情報提供及び相談対応を行うことは困難です。外国語対応のみならず、やさしい日本語の普及や外国人県民に向けた日本語学習環境の整備も必要となります。

③ 制度・生活知識の不足

外国人県民は、文化や習慣の違いから、居住や教育、医療・保健・福祉や防災などの生活の各分野で、困難に直面している場合があります。

例えば、社会保険のように出身国・地域に該当する制度がなく、制度を知らない、わからないことを理由に、制度加入に理解が得られず、適切なサービスを受けられないケースや、地震などの被災経験及び防災知識がなく、日本語でのコミュニケーションが困難な場合に要配慮者としてサポートが必要となるケースが想定されます。

外国人県民が日本人と同様に公共サービスを受けられるよう、取り組んでいく必要があります。